

民 生 費

- ・社会福祉費
- ・児童福祉費

社会福祉総務費

福祉課

1. 社会福祉事業

(1) 生活保護の状況

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
被保護世帯数	51	62	70	70	72	75	71	72	65	61	59	56	56
被保護人員	91	112	118	112	115	120	114	110	104	91	89	85	78
保護率(%)	6.0	7.4	7.8	7.5	7.7	8.0	7.6	7.3	6.8	5.9	5.7	5.3	4.8

(2) 助成金・貸付金

①くらしの資金貸付((福)大山崎町社会福祉協議会に業務を委託)

生活不安定な世帯に対し、くらしのための緊急に必要とする資金を貸し付ける事業。

貸付金 0 円

(3) 福祉団体等支援

各種福祉団体に対して補助金を交付した。

[社会福祉協議会] 補助金 19,500,000 円

[三つ和母子会] 補助金 95,000 円

[遺族会] 補助金 55,200 円

(4) 民生児童委員活動

①活動補助金

大山崎町民生児童委員協議会が行う地域福祉活動事業等に対し、補助金を交付した。

補助金 3,913,000 円

②定例会等開催状況

三役会 各12回 役員会 各10回 定例会 各12回

(5) 団体事務支援

①戦没者追悼式

遺族会が主催する戦没者追悼式に対して補助金を交付している。

(令和2年度はコロナにより中止)

(6) 権利擁護

①成年後見制度親族調査

町長申立てを行うため親族調査を行った。 件数 0 件 委託料 0 円

②成年後見制度町長申立て

本人や親族による申立てができない場合に、町長が家庭裁判所に申立てを行った。 件数 0 件

③成年後見人等報酬助成

成年後見人等に対して報酬助成を行った。 件数 3 件 扶助費 660,856 円

(7) 指定管理

福祉センターの指定管理を行った。 委託料 3,696,000 円

(8) 第2期大山崎町地域福祉計画の推進

計画の進捗状況の確認について各委員に、計画に記載された各取り組みについて、書面により進捗状況の報告を行った。 報償費 0 円

(9) 行旅死亡人等取扱事務

行旅病人及行旅死亡人取扱法(以下「行旅死亡法」という。)に基づき、身元不明の死亡人について、葬祭と官報への公告を行った。
墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓地埋葬法」という。)に基づき、身元は判明しているが引取者のいない死亡人について葬祭を行った。

行旅死亡法 0 件 手数料 0 円

墓地埋葬法 0 件 手数料 0 円

2. 福祉医療事業

(1) 福祉医療

(令和3年3月31日現在 単位:人、円)

①重度心身障害児者、ひとり親家庭児童及びその親に医療費の自己負担分の助成を行った。

制 度	受給者数	医 療 費
重 度 心 身 障 害	130	20,225,586
ひ と り 親	294	11,445,782
合 計	424	31,671,368

②重度心身障害老人健康管理事業

後期高齢者医療保険の被保険者である重度心身障害老人に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する医療費一部負担金に相当する額を給付した。

(令和3年3月31日現在 単位:人、円)

制 度	受給者数	医 療 費
重度心身障害老人健康管理事業	169	15,224,573

3. 障がい者福祉推進事業

(1) 障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者

(令和3年3月31日現在 単位:人)

等 級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	肝臓	免疫	小腸	合計
1 級	9	2	0	81	86	30	1	0	2	1	0	212
2 級	11	14	0	60	0	0	0	0	0	2	0	87
3 級	5	10	4	67	29	3	2	4	0	1	0	125
4 級	2	12	5	91	39	0	4	32	0	0	0	185
5 級	6	1	0	54	0	0	0	0	0	0	0	61
6 級	2	15	0	29	0	0	0	0	0	0	0	46
合 計	35	54	9	382	154	33	7	36	2	4	0	716

②療育手帳所持者

区 分	A	B	合計
人 数	56	79	135

③精神障害者保健福祉手帳所持者※ 有効期間内手帳交付者数

等 級	1級	2級	3級	合計
人 数	3	48	62	113

(2) 障がい者等医療助成

①自立支援医療(更生医療)

身体障がい者が、その障がいを除去・軽減でき日常生活や職業生活に適用するように改善するための医療について、医療費の一部を給付した。

給付決定件数 73 件 扶助費 9,863,522 円

②自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童の身体障がいを除去、軽減する手術等について、医療費の一部を給付した。

給付決定件数 0 件 扶助費 0 円

③自立支援医療(精神通院)

精神の疾患により、定期的に通院治療が必要な方に対し、その治療に必要な費用を公費で負担する

受給者数 268 人

自立支援医療に必要な申請の受付等を行い、京都府へ進達した。

(令和3年3月31日現在有効期限内受給者)

④自立支援医療(特別対策事業)

在宅酸素療法を受けている呼吸器機能障害3級所持者及びストーマ周辺の感染防止等のための治療を受けているぼうこう・直腸機能障害3級所持者に対し、当該医療に係る医療費の一部を給付した。

件数 2 件 扶助費 422,218 円

(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

①自立支援給付(介護・訓練)

介護・訓練給付費等を給付した。

(単位:人、円)

サービス名称	延べ人数(年間)	支出額
居宅介護	609	72,503,819
重度訪問介護	116	36,475,052
同行援護	13	783,229
行動援護	27	6,061,286
重度障害者等包括支援等	0	0
生活介護	365	104,320,650
施設入所支援	144	17,995,154
短期入所	151	9,785,805
療養介護	12	3,288,690
共同生活介護	0	0

サービス名称	延べ人数(年間)	支出額
共同生活援助	155	31,783,418
自立訓練(機能訓練)	0	0
自立訓練(生活訓練)	21	994,592
就労移行支援	31	5,264,485
就労継続支援(A型)	109	14,892,121
就労継続支援(B型)	285	35,918,708
就労定着支援	21	666,675
特定障害者特別給付費	299	2,989,648
計画相談支援給付費	356	5,004,510
合計	2,714	348,727,842

②自立支援給付費(補装具)

失われた身体機能を補うための補装具の購入・修理について、費用の一部を支給した。

(単位:件、円)

種 目	購 入	修 理	公費負担額
義 肢	0	1	69,261
装 具	6	1	608,155
座 位 保 持 装 置	1	0	413,406
盲 人 安 全 つ え	0	0	0
義 眼	0	0	0
眼 鏡	2	0	41,180
補 聴 器	2	2	159,951
車 椅 子	3	8	969,680

種 目	購 入	修 理	公費負担額
電 動 車 椅 子	1	1	476,454
座 位 保 持 椅 子	1	0	110,000
起 立 保 持 具	0	0	0
歩 行 器	0	0	0
頭 部 保 持 具	0	0	0
排 便 補 助 具	0	0	0
歩 行 補 助 つ え	0	1	893
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0
合 計	16	14	2,848,980

(4) 児童福祉法に基づく障害児給付費等

障がい児が、日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を受けるために要する費用について、公費負担を行った。

(単位:人、円)

サ ー ビ ス 名 称	延べ人数(年間)	支 出 額
児 童 発 達 支 援	179	5,894,088
医 療 型 児 童 発 達 支 援	0	0
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	571	33,278,450
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	0	0
保 育 所 等 訪 問 支 援	0	0
障 害 児 相 談 支 援	128	2,330,311
合 計	878	41,502,849

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

障がい者及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行った。

委託料 5,971,500 円

委託先 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所
 指定相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」
 乙訓ひまわり園相談支援事業所
 こらぼねっと相談支援センター
 京都精神保健福祉推進家族会連合会 乙訓やよい会

②意思疎通支援事業

聴覚障がい者の社会参加等に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣した。

派遣回数 104回 派遣時間 190時間40分 報償費 287,480 円

③重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業

重度障がい児者の入院時に医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣した。

利用者 0名 扶助費 0円

④日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具等の日常生活用具を給付した。

(単位:件、円)

区分	種目	件数	公費負担額
介護・訓練支援用具	体位変換器	1	10,450
自立生活支援用具	頭部保護帽	1	9,350
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸引器)	1	19,800
	電気式たん吸引器	2	101,520
排泄管理支援用具	ストーマ装具※	322	2,893,798
	紙おむつ等※	93	1,036,968

区分	種目	件数	公費負担額
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	1	180,000
合	計	421	4,251,886

※ 1か月分を1件として計上

⑤移動支援事業

移動が困難な障がい者等について自立生活及び社会参加を促すため、外出の支援を行った。

扶助費 6,746,796 円

(単位:人、時間)

	身体障がい者分	知的障がい者分	精神障がい者分	難病患者分	児童	合計
実利用者	12	17	1	0	5	35
年間延利用時間	630.30	867.30	79.50	0.00	865.00	2442.10

⑥地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター事業を行った。

扶助費 12,059,649 円

⑦入浴サービス事業

施設における入浴サービスを提供した。

利用者 8名 延利用回数 372 回

扶助費 2,505,800 円

⑧日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供した。

利用者 13名 延利用時間数 1,645 時間

扶助費 1,836,939 円

⑨手話奉仕員養成研修事業

中央公民館において手話教室(入門編)を実施した。

実施回数 12回 受講者 7名

報償費 104,500 円

乙訓二市一町共同で手話奉仕員養成講座(基礎編)を実施している。

(令和2年度はコロナにより中止)

乙訓二市一町共同で登録手話通訳者、登録要約筆記者に研修を実施した。

実施回数 7回 受講者 16名

報償費 15,000 円

⑩福祉ホーム補助

福祉ホームの運営費を補助した。

補助金 766,600 円

⑪医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助

医療的ケアを必要とする障害児者に対する障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、補助金を交付した。

補助金 160,000 円

(6) 施設運営補助等

①乙訓福祉施設事務組合

乙訓若竹苑、乙訓ポニーの学校、障害支援区分認定審査会、乙訓障がい者虐待防止センター、乙訓障がい者基幹相談支援センターを運営する

乙訓福祉施設事務組合の運営費を負担した。

負担金 34,055,000 円

②民間心身障害者福祉施設運営補助

乙訓圏域で障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人の運営費等を補助した。

補助金 2,060,059 円

③障害者共同作業所等運営補助

心身障害者共同作業所等の運営費を補助した。

補助金 2,372,954 円

(7) 各種助成制度

①心身障害者扶養共済制度補助

心身障がい者に終身一定の年金を給付する制度で、加入した保護者に対し掛金の一部を補助した。

利用者 2名 交付件数 6 件 扶助費 212,000 円

②福祉タクシー助成事業

障がい者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を補助した。

交付件数 308 件 扶助費 1,846,500 円

③身体障害者等診断書料助成

身体障害者等手帳の申請時に要する診断書料の全部又は一部を助成した。

交付件数 101 件 扶助費 202,000 円

④障害者福祉サービス等利用助成事業

京都府との協調事業として、障害者総合支援法における利用負担額の月額上限額を国基準より引き下げることで利用者負担の軽減を図った。

(単位:件、円)

事業種別	件数	金額
補装具費利用者負担緩和事業	2	37,200
自立支援医療(更生医療)利用者負担緩和事業	71	893,976
自立支援医療(精神通院)に係る負担分	-	116,947
合計	73	1,048,123

⑤高額障害者福祉サービス事業

複数のサービスを利用することで合算額が上限額を超える場合、超えた額を補助した。

交付件数 46 件 扶助費 202,013 円

⑥障害者住宅改修助成事業

障害者が日常生活を容易にするために、住居の改修等の工事を行う場合、その費用の全部または一部を助成した。

件数 1 件 扶助費 204,000 円

(8) 障害支援区分認定事務

障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定調査を実施し、障害支援区分の認定を行った。

障害支援区分認定調査(※) : 2事業者に委託

認定調査委託件数 5 件 委託料 22,000 円

障害支援区分認定審査会 : 乙訓福祉施設事務組合において実施

認定件数 32 件 (単位:件)

※ 認定件数32件のうち、5件を委託、残り27件は職員が調査

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
認定件数	0	0	5	6	4	7	10	32

(9) 障がい者啓発事業等

12月3日から12月9日の「障害者週間」に合わせ、11月27日から12月14日に、役場1階ロビーにてチラシや啓発物品を配布した。

(10) 相談支援事業

障がいのある方の生活相談について、偶数月は第2木曜日、奇数月は第2水曜日に実施した。(相談員: 大山崎町社会福祉協議会、アンサンブル)

(11) 団体支援

各種福祉団体に対して補助金を交付した。

[身体障害者協会]	補助金	96,000 円
[知的障害者育成会]	補助金	65,400 円

(12) 団体事業支援

①障がい者スポーツ大会

障がい者の社会参加を促進し、もって障害福祉の向上に寄与することを目的とし、開催される町障がい者スポーツ大会について、実行委員会に対し補助金を交付する。

(令和2年度はコロナにより中止)

②障害者ふれあい広場

京都府主催の障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」に、乙訓ブロックとして参加している。

(令和2年度はコロナにより中止)

(13) 障がい者虐待防止対策事業

①乙訓障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法の施行により、乙訓障がい者虐待防止センターを二市一町で設置し、障がい者虐待の防止や早期発見、相談、支援等を行った。

養護者による虐待に関する相談、通報件数	2件 (大山崎町分)
福祉施設従事者による虐待に関する相談、通報件数	2件 (大山崎町分)
使用者による虐待に関する相談、通報件数	0件 (大山崎町分)

②障がい者虐待防止一時保護事業

虐待により重大な危険が生じる恐れがある場合、障がい者の保護を行った。

件数 0 件

(14) 大山崎町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定

国の基本方針に基づき、本町の障がい者施策を計画的に推進していくため、新たに令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とした本計画を策定した。

①業務希望型指名競争入札により、策定業務委託を実施した。

委託料 1,518,000 円

②策定委員会を、令和2年6月30日、11月10日、12月23日、令和3年3月3日(書面開催)の合計4回開催した。

報償費 312,000 円

③乙訓圏域の障がい者福祉施設を対象に、事業所アンケート調査を実施した。	配布件数	92 件	回答件数	61 件
④乙訓圏域の当事者団体、保護者会や家族会等の団体を対象に、団体ヒアリング調査を実施した。	配布件数	17 件	回答件数	13 件
⑤令和2年12月25日から令和3年1月25日を期間として、町民等を対象にパブリックコメントを実施した。			意見のあった件数	2 件

(15) 大山崎町手話言語及び聞こえに障害(障がい)のある人のコミュニケーション手段の促進と聞こえの共生社会の実現を目指す条例の制定

手話をはじめ、要約筆記や筆談など、聞こえに障がいのある人のコミュニケーション手段の普及を図り、聞こえの障がいについての理解を深め、もって、すべての人が、聞こえの障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現を図るため本条例を制定した。

①制定委員会を、令和2年10月13日、11月16日の合計2回開催した。	報酬	120,000 円
②令和2年12月7日から令和3年1月8日を期間として、町民等を対象にパブリックコメントを実施した。	意見のあった件数	35 件

(16) その他の福祉事業

聴こえの教室を開催した。	7月16日(参加者13名)、12月3日(参加者5名)、3月25日(参加者9人)	報償費	70,000 円
--------------	---	-----	----------

国民年金事務費

健康課

国民年金制度は老後の生活を支える公的年金制度の土台としての役割を担っている。しかし、急速な少子・高齢化により、年金受給者の増加とともに現役世代の負担増が指摘されており、保険料の納付督促等の事務が重要性を増している。

今後とも、口座振替・クレジットカード払いの案内強化などを通して納付勧奨を行うとともに支払いが困難な被保険者に対しては納付猶予・免除申請等の案内を行い、公的年金の財源確保と被保険者の年金受給資格期間の確保に努める。

(1) 拠出制国民年金関係

① 被保険者数及び異動状況

(単位:人)

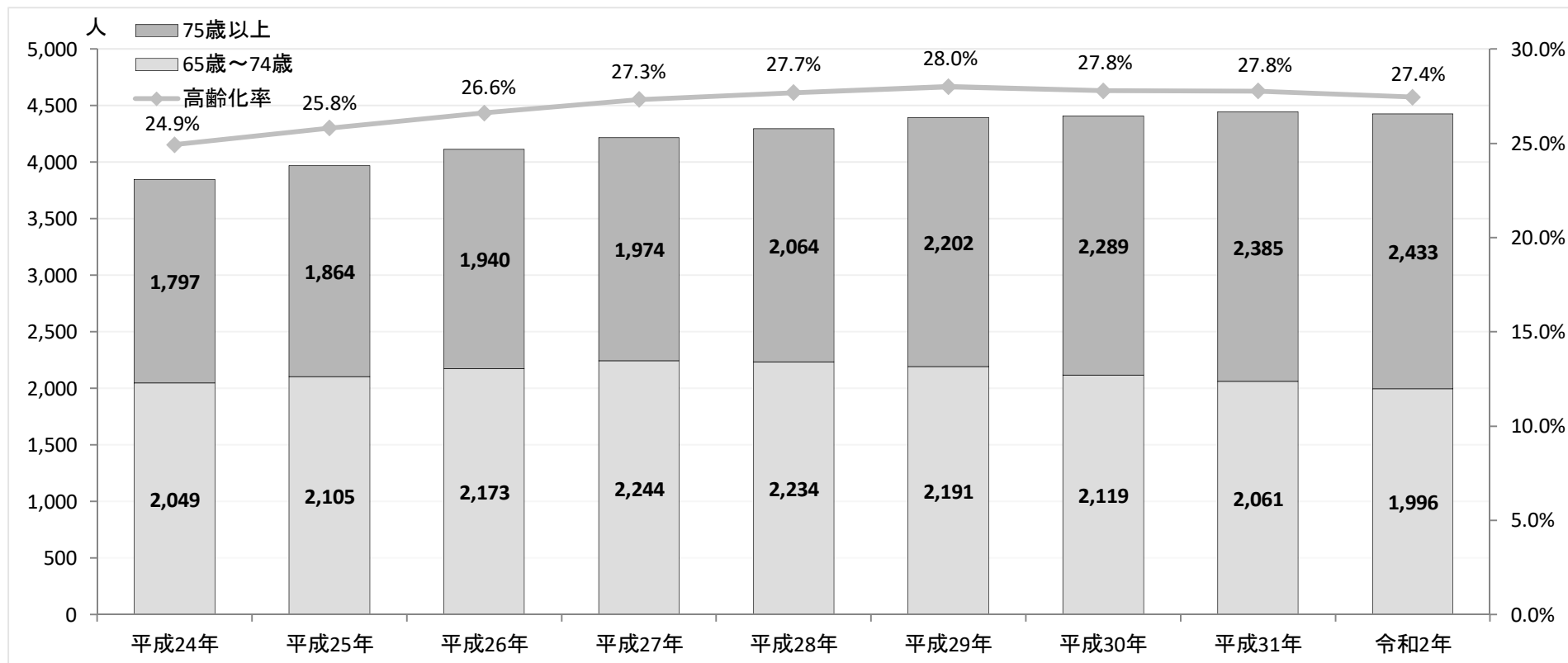
令和元年度末被保険者数	令和2年度中の異動状況					令和2年度末被保険者数
	資格取得	転入	転出	資格喪失	増減	
2,881	654	142	129	690	▲ 23	2,858

② 被保険者の種類別内訳

(単位:人)

第1号	任意	第3号	計	法定免除	申請免除				納付猶予	学生納付特例	付加保険料加入者	
					全額	3/4	半額	1/4			任意	強制
1,633	34	1,191	2,858	117	226	21	6	3	66	224	92	0

1. 高齢者人口の推移



(各年4月1日現在)

		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
人口総数		15,430	/	15,379	/	15,453	/	15,436	/	15,525	/	15,711	/	15,863	/	16,005	/	16,137	/
高齢者人口	65歳以上	3,846	24.9%	3,969	25.8%	4,113	26.6%	4,218	27.3%	4,298	27.7%	4,393	28.0%	4,408	27.8%	4,446	27.8%	4,429	27.4%
	うち 65歳～74歳	2,049	13.3%	2,105	13.7%	2,173	14.1%	2,244	14.5%	2,234	14.4%	2,191	13.9%	2,119	13.4%	2,061	12.9%	1,996	12.4%
	75歳以上	1,797	11.6%	1,864	12.1%	1,940	12.6%	1,974	12.8%	2,064	13.3%	2,202	14.0%	2,289	14.4%	2,385	14.9%	2,433	15.1%

2. 在宅福祉事業

事業名	内 容	区 分	決算額	内 訳
①寝具丸洗い乾燥サービス	ひとり暮らし高齢者、要介護の高齢者等に寝具の丸洗い乾燥サービスを実施した。	委託料	86,418円	申請件数 30件
②日常生活用具給付	ひとり暮らし高齢者等で、防火等の配慮が必要な者に機器の給付をした。	扶助費	14,751円	申請件数 1件

3. 施設福祉事業

①養護老人ホーム措置事業	身体上、精神上、環境上、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所を措置した。	扶助費	2,214,122円	対象者数 1人
②高齢者緊急一時保護措置事業	虐待等により緊急保護する必要がある高齢者を高齢者施設に一時的に措置した。	委託料	0円	利用者数 0人

4. 老人福祉推進事業

①敬老事業	新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、敬老会は中止し、70歳以上の高齢者に対して町長のお祝いメッセージを送付した。	報償費	616,770円	対象者数 3,729人
		需用費	114,565円	
		役務費	9,009円	
②老人クラブ助成	老人クラブ活動費を助成した。	補助金	101,328円	6クラブ、216人
③生きがい対策事業	高齢者が充実した高齢期を過ごすための生きがいづくりに対する活動費を助成した。	補助金	0円	
④シルバー人材センター運営補助	高齢労働能力活用の推進を図るため、シルバー人材センターの運営費を補助した。	補助金	2,500,000円	
⑤老人福祉センター指定管理	平成19年4月より指定管理者施設として大山崎社会福祉協議会に委託し、高齢者の健康と生きがいの場・やすらぎの場として、運営を行っている。	委託料	16,764,000円	

5. 介護保険関連事業

①介護保険社会福祉法人利用者負担軽減補助	社会福祉法人が利用者負担減免を行った場合に補助した。	補助金	0円	対象者数 5人
②介護予防安心住まい改修助成	介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に住宅改修費用を一部助成した。	扶助費	0円	申請件数 0件
③介護保険事業特別会計への繰出	介護保険事業特別会計繰出金	繰出金	250,009,600円	

6. 老人医療事業

①老人医療助成	65歳以上70歳未満のひとり暮らし高齢者、所得税非課税世帯高齢者等の医療費の一部を助成した。	扶助費	879,469円	受給者数 25人 (令和2年8月1日現在)
---------	--	-----	----------	--------------------------

7. 後期高齢者医療制度関連事業

①後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療被保険者の療養給付費に係る市町村負担金を支出した。	負担金	182,000,440円	うち過年度分 14,822,799円
②後期高齢者医療人間ドック補助金	後期高齢者医療制度被保険者が人間ドックを受診される場合の受診費用の一部を補助した。	補助金	881,530円	助成者数30人
③後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出	後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	繰出金	63,173,854円	事務費繰出金 24,543,000円 保険基盤安定繰出金 38,630,854円

児童福祉総務費

福祉課

1. 認可外保育所助成事業

(1) 認可外保育所等入所乳幼児助成金

保育所の入所要件を満たしていながら、保育所へ入所できない生後57日以上満3歳未満の乳幼児を対象に、その乳幼児の保育を認可外保育所等に委託する保護者に対して、助成金を支給する。

受給者数	11	支給総額	520,000
------	----	------	---------

2. 児童手当支給事業

(1) 児童手当

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校卒業までの子どもを養育する保護者に対して手当を支給する。

6月に2月～5月分、10月に6月～9月分、2月に10月～1月分をそれぞれ支給する定時払いと、転出などによる受給資格消滅者に対して消滅月までの手当を支給する随時払いがある。

(受給者数は令和3年2月末現在)

区 分	受給者数 (兄弟姉妹の重複あり)	手 当 月 額	児 童 手 当 の 額 の 基 礎 と な る 延 べ 児 童 数			支 給 額	
			第 1 子	第 2 子	第 3 子 以 降		
3 歳 未 満	被 用 者	383 人	15,000 円	2,679 人	1,807 人	581 人	76,005,000 円
	非 被 用 者	25 人	15,000 円	92 人	137 人	107 人	5,040,000 円
3 歳 以 上 小学校修了 前	被 用 者	733 人	10,000円 第3子以降は15,000円	6,122 人	4,509 人	1,453 人	128,105,000 円
	非 被 用 者	112 人	10,000円 第3子以降は15,000円	947 人	664 人	222 人	19,440,000 円
中 学 生	被 用 者	314 人	10,000 円	2,606 人	1,429 人	150 人	41,850,000 円
	非 被 用 者	64 人	10,000 円	498 人	378 人	50 人	9,260,000 円
特 例 給 付 (※)	被 用 者	102 人	5,000 円	876 人	615 人	180 人	8,355,000 円
	非 被 用 者	4 人	5,000 円	42 人	41 人	0 人	415,000 円
合 計	1,737 人			13,862 人	9,580 人	2,743 人	288,470,000 円

※保護者の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として支給。

3. ひとり親家庭支援事業

(1) 児童扶養手当

父母の離婚等により児童を養育している父もしくは母のいずれか、または父母に代わって児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される(京都府が支給)。

父または母が重度障害の状態にある児童を養育している方も対象となる。ただし、一定の所得限度額を超えたり、事実婚である場合等は支給されない。

受給者数	90人	(令和3年3月末現在)
------	-----	-------------

(2) 大山崎町児童育成支援手当

令和2年度住民税非課税世帯(生活保護を受けている世帯を除く)で、以下のア、イのいずれかに該当する方に支給する。

ア. ひとり親家庭 両親またはどちらか一方が欠けている児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

イ. 障害児扶養家庭 心身に障害のある児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

世帯類型	受給者数	支給額
ひとり親家庭	52人	1,417,500円
障害児扶養家庭	0人	0円
計	52人	1,417,500円

(受給者数は令和3年3月末現在)

(3) 京都府母子家庭奨学金

乳幼児・小学生・中学生・高校生がいる母子世帯に支給される(京都府が支給)。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

受給者数	120世帯
------	-------

乳幼児	23人	小学生	61人	中学生	62人	高校生	50人	専修学校	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	--

4. 児童福祉推進事業

(1) 特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される(京都府が支給)。

ただし、一定の所得限度額を超えたり、児童が施設等に入所している場合は支給されない。

受給者数	45人	(令和3年3月末現在)
------	-----	-------------

(2) 大山崎町要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受ける児童等の適切な保護を図るため関係機関により構成される「大山崎町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設置。令和2年度には、実務者会議2回、個別ケース検討会議を22回開催した。

(3) 児童福祉施設管理事業

都市公園法に基づく都市公園や児童福祉法に基づく児童遊園に該当しない小規模な遊び場を設置している。

山寺簡易児童公園	555㎡
----------	------

(4) 幼児教育・保育無償化事業

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児～5歳児の全ての子どもの保育料が無償化(0歳児～2歳児の子どもの保育料については住民税非課税世帯のみ無償化)になったほか、同様に認可外保育施設や一時預かり事業、幼稚園で実施している預かり保育事業の利用料についても無償化となった(上限金額あり)。

利用施設・事業	受給者数	支給額
認可外保育施設等	4人	1,037,844円
預かり保育事業	39人	1,926,624円
計	43人	2,964,468円

(受給者数は令和3年3月末現在)

5. 子育て支援医療費助成事業

(1) 子育て支援医療費助成制度

0歳から中学生までの児童に対して、医療機関での保険診療に係る医療費自己負担分の一部を助成する制度で、町では対象年齢によって府制度に上乗せした助成を行っている。

○助成内容

区 分	対 象 年 齢	内 容 (調単独制度と府政度の内容が異なる場合は、府制度をカッコ内に記載)
入 院	0 歳 ～ 中 学 生	1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成
通 院	0 歳 ～ 満 3 歳 未 満	1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成
	3 歳 ～ 中 学 生	1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成(1ヶ月1,500円の自己負担額を控除した額を助成)(※)

※中学生について、令和2年8月診療分までは、1ヶ月1,500円の自己負担額を控除した額を助成。令和2年9月診療分から助成を拡充し、1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成。

○受給者

0 歳 ～ 満 3 歳 未 満	557人
3 歳 ～ 中 学 生	1,837人
計	2,394人

(令和3年3月末現在)

○医療費

府 制 度	7,566件	17,076,959円
町 単 独 制 度	14,915件	28,779,451円
医療費支給総額	22,481件	45,856,410円

6. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 子育て短期支援事業

児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難となった児童や緊急一時的に保護する必要がある母子について、児童福祉施設等を利用する事業を行う。

事 業 名	対 象 事 由	延べ利用日数
ショートステイ事業	児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難である場合等(短期入所生活援助事業)	0日
トワイライトステイ事業	児童の保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在になることにより家庭で養育することが一時的に困難になる場合(夜間養護等事業)	0日
計		0日

(2) 養育支援育児・家事援助事業

子育てに困難を抱える家庭に対して、町から訪問支援者を自宅に派遣し、育児・家事の援助を行い、子どもの養育環境の改善を図る。

訪問世帯数	1世帯	延べ訪問件数	47件
-------	-----	--------	-----

(3) ファミリー・サポート・センター事業

地域で安心して子育てできる環境をつくるため、町内において子育ての援助を行いたい者(提供会員)と子育ての援助を受けたい者(依頼会員)との相互援助活動に関する連絡・調整をする事業を行う。

○登録会員数

依頼会員	63人
提供会員	21人
両方会員	3人
計	87人

(令和3年3月末現在)

○活動状況

内 容	件 数
保育施設等開始前・終了後の預かり	3件
保育施設までの送迎	196件
その他	6件
計	205件

(4) 地域子育て支援拠点事業

平成21年10月、町立中央公民館内に大山崎町子育て支援センター「ゆめほっぺ」を設置、オープンした。現在は、大山崎町保健センターで開所している。「ゆめほっぺ」は、小学校入学前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を行う場としての機能はもとより、育児に関する相談や子どもの健康に関する相談なども実施している。また、平成31年4月から新たに開所した大山崎さくらの里保育園内においても、町内で2ヶ所目として同事業が実施されており、事業実施に係る費用の一部について町から補助金を交付している。

○子育て支援センター「ゆめほっぺ」月別来場組数

年間平均	122組
------	------

※令和2年3月6日～5月31日の間は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため閉鎖

○子育て支援センター「ゆめほっぺ」開催行事

通年開催：マタニティさん・プチママさんソーイング、ベビーマッサージ、おそとでほっぺ、あかちゃん集まれ等

随時開催：記念手形作り、前向き子育てプログラム等

○地域子育て支援拠点事業費補助金

大山崎町さくらの里保育園

4,916,000円

(5) 病児・病後児保育事業

乳幼児及び病気またはケガや病気の回復期で、まだ保育所や小学校などに通えない期間、保護者が仕事など家庭で保育ができない場合に、専用の保育室で保育を行う。また、保育所などの登園中の急な発熱等に、保護者の依頼により代わりに迎えに行き、保育を行う送迎サービスも実施した。

ひかり保育園大山崎町病児保育室 委託料 8,391,000円 延べ利用人数 29人（うち、送迎サービス利用人数 0人）

保 育 所 費	福 祉 課
------------------------	-------

1. 町内の保育所等について

近年の共働き世帯の増加による保育所ニーズの高まりに加え、町内の宅地開発等による子育て世帯の流入増に伴い、待機児童対策として、平成29年度から小規模保育施設2ヶ所を開設し、さらに平成31年(令和元年)度から民間保育所を開設、計6ヶ所の保育所及び小規模保育施設で保育サービスを提供している。

(1) 定員および月平均入所児童数・年間月延べ入所児童数

	開 所	対象年齢	定 員	月 平 均 入 所 児 童 数	年 間 月 延 べ 入 所 児 童 数		
					0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	合 計
町立大山崎町保育所	昭和32年(同57年移転)	6ヶ月～5歳	120人	143人	720人	1,000人	1,720人
町立第2保育所	昭和48年	6ヶ月～5歳	100人	122人	652人	816人	1,468人
町立第3保育所	昭和51年	6ヶ月～5歳	90人	105人	514人	741人	1,255人
大山崎さくらの里保育園	平成31年(令和元年)	57日～5歳	170人	148人	972人	805人	1,777人
京都がくえん保育園	平成29年	1歳～2歳	18人	18人	216人	—	216人
ひかり保育園大山崎町	平成29年	6ヶ月～2歳	12人	10人	120人	—	120人
合 計			510人	546人	3,194人	3,362人	6,556人

2. 保育所管理運営事業(町立保育所)

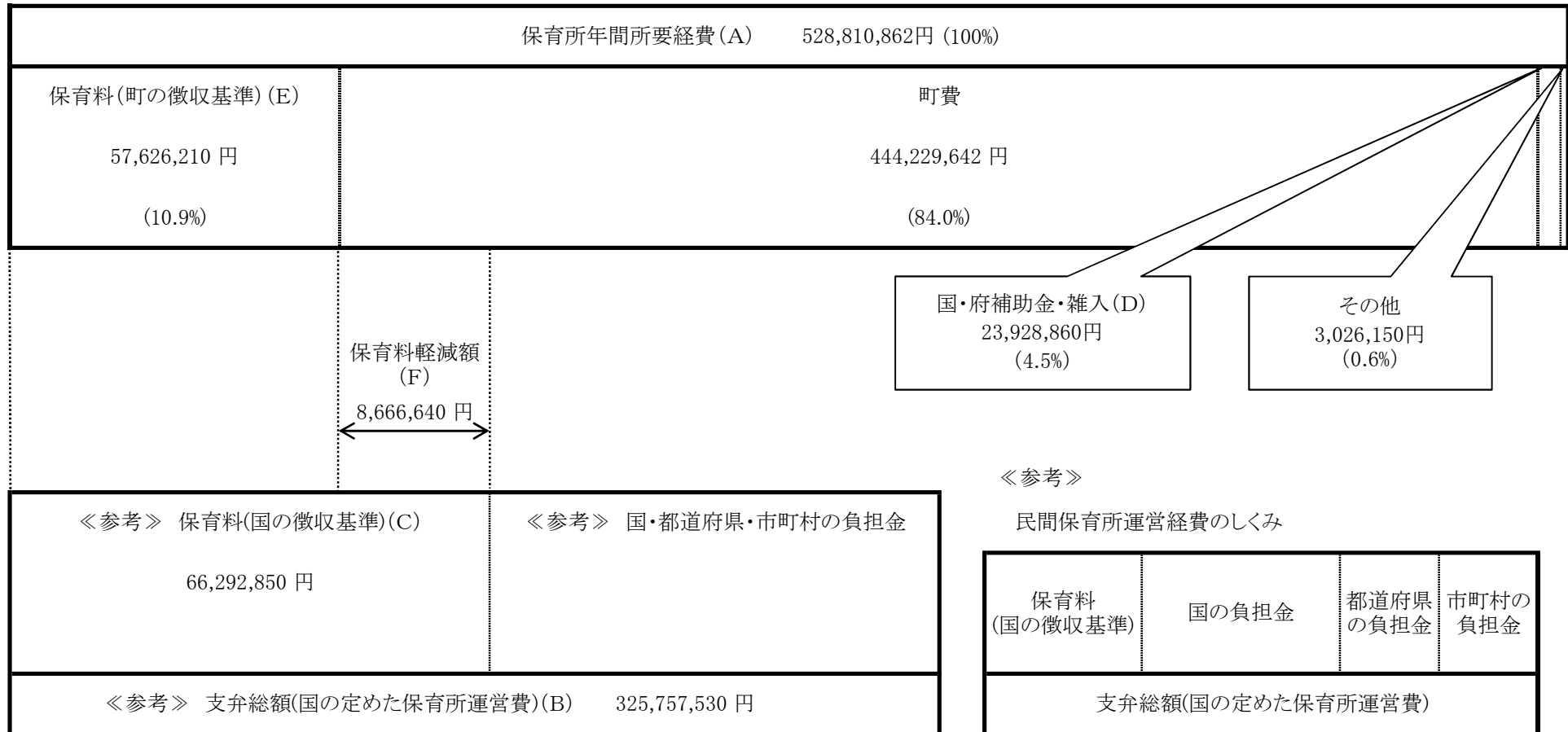
(1) 町立保育所運営経費総計表

区 分	年 度	令 和 2 年 度 決 算 額	参 考	
			令 和 元 年 度 決 算 額	平 成 30 年 度 決 算 額
保育所数・定員・保育料徴収年間月延べ入所児童数		3カ所・310人・4,443人	3カ所・310人・4,307人	3カ所・310人・4,749人
年間所要経費(決算額)	A	528,810,862円	484,737,854円	449,270,615円
支 弁 総 額	B	325,757,530円	281,434,180円	333,833,720円
保 育 料 (国 の 徴 収 基 準)	C	66,292,850円	95,044,760円	184,125,300円
国 ・ 府 補 助 金 ・ 雑 入 等	D	23,928,860円	22,976,630円	19,991,005円
保 育 料 (町 の 徴 収 基 準)	E	57,626,210円	71,434,880円	118,952,500円
保育料(国の徴収基準と町の徴収基準との差額) (C - E)	F	8,666,640円	23,609,880円	65,172,800円
児童1人当たりの年間平均 所 要 経 費	$\left[\frac{A}{\text{保育人員}} \right]$	1,429,219円	1,350,245円	1,137,394円
児童1人当たりの年間平均 保 育 料 軽 減 額	$\left[\frac{F}{\text{保育人員}} \right]$	23,423円	65,766円	164,994円
児童1人当たりの年間平均 保 育 料 (国 の 基 準)	$\left[\frac{C}{\text{保育人員}} \right]$	179,170円	264,749円	466,140円
児童1人当たりの年間平均 保 育 料 (町 の 基 準)	$\left[\frac{E}{\text{保育人員}} \right]$	155,747円	198,983円	301,146円

※令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料は無償となっている。

(2) 町立保育所運営経費のしくみ

()内は構成比



※支弁総額から保育料(国の徴収基準)を差し引いた額を、国が2分の1(0歳児～2歳児は56.8%)、府と町が4分の1(0歳児～2歳児は21.6%)をそれぞれ負担している。

(3) 一時保育事業

家庭における保育が一時的に困難な時に児童の保育を行う。第3保育所で実施。

事業名	対象事由	利用日数	延べ利用日数
非定型的保育サービス	保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより、家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要となる場合	週3日間を限度	208日
緊急保育サービス	保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、一時的に保育が必要となる場合	継続25日間を限度	135日
私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するためなど、私的な理由により一時的に保育を希望される場合	月2日間を限度	126日
計			469日

※保護者とともに町内に住所を有し居住している、保育所入所要件に該当しない、健康で集団保育が利用可能な満1歳以上(利用日現在の満年齢)から就学前までの児童が対象。

(4) 地域子育て相談事業

町立保育所では、保育に関する専門性を生かして、子育て相談事業や園庭開放などを実施することにより、地域に密着した子育てのサポート役としての役割を果たしている。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施している園庭開放や保育所の行事参加などの子育てサポート事業は実施していない。

保育所名	事業内容	年間開催回数	延べ利用者数
大山崎町保育所	子育て相談事業(電話相談) 令和2年5月から令和3年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	41回	1人
第2保育所	子育て相談事業(電話相談) 令和2年5月から令和3年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	41回	0人
第3保育所	子育て相談事業(電話相談) 令和2年5月から令和3年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	41回	0人

(5) 防水改修事業

施設の老朽化が進む第2保育所の防水改修工事を実施するにあたり、令和元年度に建物に石綿の含有がないか調査を行い、微量の含有が判明したことから、大気環境測定調査を実施し、保育所内の飛散濃度は一般大気中の濃度と変わらないことを確認した。また、防水改修工事を実施するための実施設計を行った。令和2年度は、劣化が進んでいた建物外壁部分について、防水改修工事を実施した。

第2保育所	防水改修工事	工事請負費	35,274,800円
	防水改修工事監理	委託料	1,353,000円

3. 民間保育所等運営支援事業

(1) 民間保育所運営支援事業

平成31年(令和元年)度から新たに開所した民間保育所に対して、運営に係る費用を支出した。(民間保育所に入所している児童の保育料は、町が徴収する)

大山崎さくらの里保育園	保育所運営委託料	157,756,680円
	延長保育事業費補助金	2,409,000円
	一時預かり事業費補助金	1,763,000円
	保育所運営費補助金	28,539,369円

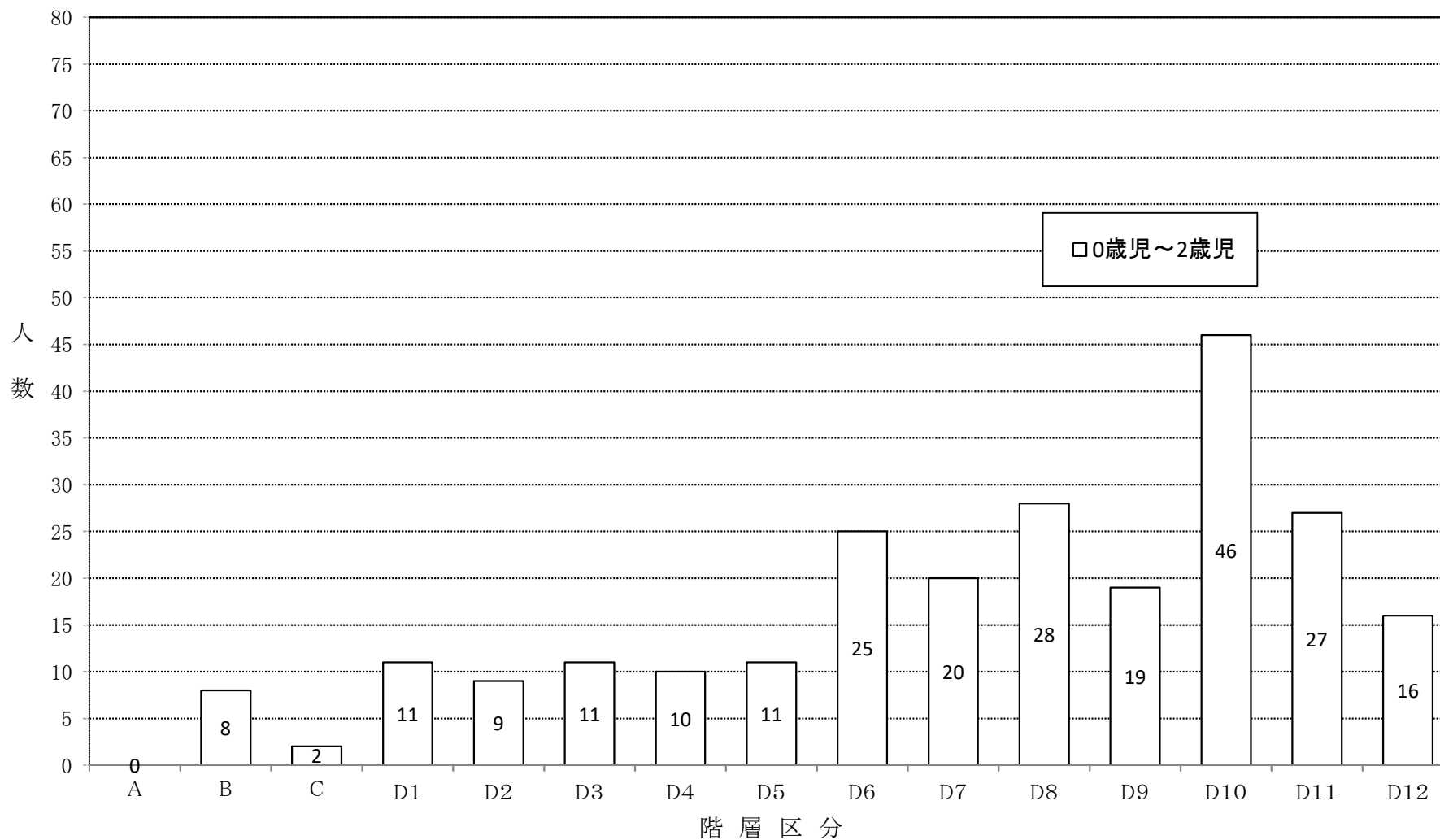
(2) 地域型保育給付費補助事業

平成29年度から開所している小規模保育施設2ヶ所に対して、運営に係る費用を支出した。(小規模保育施設に入所している児童の保育料は、施設が徴収する)

京都がくえん保育園	地域型保育給付費補助金	32,740,980円
ひかり保育園大山崎町	地域型保育給付費補助金	26,029,360円

4. 保育料について

(1) 町内の保育所(小規模保育施設は除く)入所児童(0歳児～2歳児)の保育料階層別人数(町の基準)



(令和3年3月1日現在)

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

福祉課

1. 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

国における「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別給付金を給付した。

支給児童数:2,346人 支給額:23,460,000円

臨時特別給付金に係る事務費:513,844円